

民間資金等活用事業推進委員会 第51回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第51回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：令和元年12月13日（金）13:00～14:22

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議

出 席：【PFI推進委員会委員】石原委員長、根本
委員長代理、北詰委員、佐藤委員、谷口
委員、柳川委員

【内閣府】北村大臣、井上統括官、石川
審議官、波々伯部参事官、富田政策参与、
宇根企画官

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 今期のPFI推進委員会・計画部会・事業推進部会の進め方（案）
- (2) 今期の主な検討ポイントについて（計画部会）
- (3) PPP/PFIの実施状況について

3. 閉 会

○波々伯部参事官 それでは、柳川先生と佐藤先生はちょっと遅れられているようでございますけれども、時間になりましたので、ただいまから第51回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、北村地方創生担当大臣より御挨拶をいただきます。

○北村大臣 皆様、こんにちは。北村誠吾でございます。

委員の皆様におかれましては、平素よりPPPないしPFIの推進に御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、本日は第51回「民間資金等活用事業推進委員会」に御出席いただき、重ねてお礼を申し上げます。

令和元年は、平成11年のPFI法施行から20周年の節目の年でございます。我が国では全国各地でPPP/PFIの取り組みが進み、これまで累計740件の事業が行われており、大変喜ばしく思っております。私の地元の佐世保市におきましても、PFIによる公園整備事業が行われつつあり、今月下旬に優先交渉者が選定され、にぎわい施設等の工事を経て、令和4年4月に開業予定と伺っておるところでございます。その後もさまざまな取り組みが進められる予定であり、さらなる地域の活性化につながるものと期待がされております。

地方創生は、安倍内閣の最重要政策の一つであります。各地域は人口減少や財政逼迫等の深刻な課題に直面いたしております。特に老朽化した公共施設の扱いが大きな課題となっており、集約化に伴う新設や大規模改修、管理・運営に当たって民間の資金や創意工夫を一層活用する必要がございます。

こうした状況を踏まえて、政府におきましては、本年新たに地域プラットフォームの協定制度を創設するなど、PPP/PFI推進アクションプラン等に基づきさまざまな施策を実施しているところでございますが、各地でPPP/PFI事業の導入をさらに加速させるには、国による一層の積極的な支援、後押しが不可欠でございます。本日の委員会では、令和2年度のPPP/PFI推進アクションプランの改定等に向けて委員の皆様から忌憚のない御意見等をいただくとともに、実り多い議論が行われ、地方創生の推進に資するPPP/PFI事業が全国各地で活発に行われることを心より期待して、私の御挨拶とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○波々伯部参事官 それでは、これより議事に入りますので、報道関係者の皆様、恐れ入りますけれども、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○波々伯部参事官 なお、大臣は、この後、他の公務がございますため、ここで退室をさせていただきます。

○北村大臣 では、失礼させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(北村大臣退室)

○波々伯部参事官 それでは、会議のほうを再開させていただきます。

本日の御出席者の紹介につきましては、時間の都合もございますので、お手元の座席表にかえさせていただきます。

なお、1件御報告でございますけれども、委員に就任いただいております学習院大学の櫻井敬子先生におかれましては、このたび御事情によりまして委員を御退任されたので、ここで御報告をさせていただきます。

佐藤先生、間もなく到着のことと思われましても、本日は現委員8名のうち6名の委員の方に御出席をいただいております。定足数の過半数に達しておりますということで、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は、オブザーバーといたしまして民間資金等活用推進機構の半田社長にも御出席をいただいております。

最後に、事務局側に人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

私の隣、政策参与の富田でございます。

○富田政策参与 富田です。よろしくお願いいたします。

○波々伯部参事官 申しおくれましたが、私、参事官の波々伯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 それでは、本日の議題に入らせていただきたいと存じます。

まず初めに、議事（1）「今期のPFI推進委員会・計画部会・事業推進部会の進め方（案）」につきまして、また、議事（2）「今期の主な検討のポイント」と、PFIが進むにつれていろいろ問題点が明確になってきた、この検討につきましてやりたいと思っております。

ということで、資料が配られておりますので、事務局のほうから資料の説明を総括的にお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○宇根企画官 企画官の宇根でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）と議事（2）につきまして、私のほうから説明させていただきます。資料のほうは通しで説明させていただきます、質問のほうはまとめて受けさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議事（1）の進め方についてでございますが、資料をめくっていただいて、資料1の最初のページをごらんください。進め方（案）とさせていただきますが、計画部会と事業推進部会の進め方を書かせていただいております。

まず、上の計画部会のほうですが、1つ目の●にあるとおり、アクションプランのフォローアップと改定については例年同様進めさせていただきたいと思っております。そして2つ目の●ですけれども、それに加えて、PFI法附則第2条において、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要な措置を講ずる。必要な措置というのは法改正なども念頭に入っているのですが、そういったことも踏まえながら、2021年以降の法改正も視野に入れつつ検討を行っていきたいと思っております。検討のポイントについては、議事（2）のほうの資

料になりますので、追って説明させていただきます。

続きまして、事業推進部会の検討事項について御説明させていただきます。下のほうですけれども、1つ目の●にあるとおり、昨年度から継続している「期間満了PFI事業の検証」、こちらのほうは昨年度アンケートを行ったのですが、それに引き続いてヒアリングをして、より掘り下げていくということで検討を進めていきたいと思っております。

それに加えて2つ目の●ですけれども、「民間提案」と「公共施設を保有しないケース」についても、より検討を深めるべきではないかという御意見もありましたので、そちらについても今年度、より積極的に検討してまいりたいと思っております。

そして、計画部会と事業推進部会は実はもう1回ずつ開いておりますので、議事(2)の説明をさせていただくときには計画部会での意見についてもあわせて御説明させていただく予定です。

1枚めくっていただいて、続きまして、スケジュールのほうでございます。スケジュールとなっておりますが、基本的にはアクションプランの改定については例年どおり6月を想定しております、それに向けた検討を各部会、そして推進委員会のほうで議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

ただ、例年と少し違うのが、2月末に委員の大幅な改選がございまして、それを踏まえて2月に推進委員会のところで提言(中間)とありますけれども、現メンバーで検討いただいた事項を提言という形でまとめさせていただいて、次の委員に円滑に引き継げるようにまとめさせていただきたいと考えております。

以上が議事(1)の進め方についてでございます。

続きまして、議事(2)の今期の主な検討ポイントについて、計画部会における検討のポイントについてですが、資料2と資料3のほうに計画部会における委員からいただいた意見の一覧をつけさせていただいておりますので、基本は資料2を説明させていただきますが、時々資料3のほうも触れさせていただきますので、両方御準備いただければと思います。

まずは資料2についてですが、2ページをごらんください。検討のポイントが7つほどあるのですが、そのうちの1つ目が「運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題」ということで挙げさせていただいております。資料のほうは文字が多いのですが、赤字のところは我々の課題意識で、一番下のお伺い事項というのが論点として委員の皆様にも御意見いただきたいなと思っておりますポイントですので、そういった資料であると思っただけだとわかりやすいと思います。

まずは1点目の検討のポイントですけれども、課題意識としては、運営権事業、コンセッション事業は赤字の上のほうに書いてありますが、「建設」「製造」「改修」を含まないというのが現状なのですが、運営事業者が一体的に建設等を行うことにより、より効果的な運営がなされる可能性があるのではないかという問題意識と、あとは下のほうの赤字になりますが、今のコンセッションで維持管理ができることとなっているのですけ

れども、当然、維持管理でもやっていくべき建築工事というのがあるのですが、その辺の範囲は管理者等が個別に判断すべきとされていて、少し不明確な部分もあるので、その辺がちょっと問題ではないかという問題意識でございます。

それを踏まえてお伺い事項としては、1)のほうで、運営事業者が、当該運営事業に密接に関係する「建設」等を一体的に行うことの必要性についてどう考えるべきかというのを伺いたいと思っております。そして、2)のほうですけれども、運営事業の適切な実施に必要な建物の「維持管理」の範囲を明確化すべきとの意見もあるが、どうだろうかということをお伺いしたいと思っております。

続きまして、3ページを見ていただいて、こちらは今のコンセッションで運営権者ができる事業の範囲がどうなっているかというのを契約書等をもとに示したのですが、見ていただきたいのは、表の一番下の行は実際の契約書で実施できないものとして書かれていることなのですけれども、事業によって多少傾向に違いがあります。例えば空港事業ですと、できないこととして挙げられているのは、滑走路の新設とか、改修としては滑走路等の全面除却及び再整備などが挙げられていて、それ以外は明確には否定されていないということで、かなり広いと。一方で下水道などを見ていただくと、施設の新たな建設・増築ということで、新しい施設の建設や増築はできないこととされている。どちらが正しい、正しくないということではないのですけれども、空港のほうはかなり広くて、下水道のほうは少し限定的という感じで、事業によって傾向が異なっているという現状があります。

続きまして、4ページになります。2つ目の「キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入」になります。こちらのほうもアクションプランに課題としては取り上げさせていただいているのですけれども、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ、具体的には道路とか学校がよく例示で挙げられるのですが、そういったものにもPPPやPFIの導入をしていくべきではないかという議論でございます。

課題意識としては、赤字の一番上のところすけれども、大ロット化、性能発注化、長期化を実現するための知見が今はまだ事例が少ないので十分ではなくて、十分にこういったインフラにPPP/PFIが導入されていないのではないかとか、あとはその下の矢印ですが、民間事業者に維持管理を適切かつ効率的に実施させるためのインセンティブの仕組みの事例が不十分と記載されています。これは一般的にはサービス購入型PFIになるので、サービス購入料が決まってしまうので、事業実施期間中に品質を向上させるようなインセンティブが余り働かないのではないかという問題意識でございます。そういった課題がある中で、お伺い事項の1)でこういった分野にどうやってPPP/PFIを推進していくかということをお伺いしたいということでございます。

そして、2)のほうは、特に維持管理・運營業務にPFIを導入するためにどのような環境整備、制度の改正とかそういったことが必要かということも議論していきたいなと思っております。

ここでは例示としては、①のほうはいわゆるアベイラビリティペイメントと呼ばれるよ

うなものをイメージしていますが、仕事の成果によってサービス対価の変動などのインセンティブを与える方法とか、あとは②として利用料金を収受しない公共施設にも運営権を設定できるようにしてはどうかということも、事務局としては例として挙げさせていただいているところでございます。

次のページから参考になりますが、5ページが「道路維持管理における包括的民間委託の事例」ということで、東京都府中市の例を挙げさせていただいております。こちらのほうは市域の北西の4分の1ほどの広いエリアを一番下の項目で業務内容とありますけれども、マネジメントから補修・更新管理までかなり広い分野を一括して発注するといったような事例になっております。こういった事例も少ないですが、出てきている。

そして、6ページになりますが、こちらのほうはアメリカにおけるアベイラビリティペイメントの事例ということでございますが、ペンシルバニア州の事例ですけれども、概要の1つ目の●で事業の概要がありますが、3年間で558基の橋梁のかけかえを実施する事業。かけかえに関する設計・建設・資金調達・保守を民間事業者が実施するという事業でございます。

特徴であるアベイラビリティペイメントのことについては下のほうに○があって、そこに項目がありますけれども、2つ目のポツを見ていただきたいのですが、アベイラビリティペイメントとしては全体のうちの50基の建設が完成した時点で一時金として3,580万ドルが支払われるほか、完成した橋梁の数や、あと基準違反や非稼働時間といった減額要因などを考慮して、毎月サービス対価が支払われるというような事業になっております。こういった事例も海外ではあるということでございます。

次に7ページをごらんください。こちらのほうは、海外ではこういった先進的な取り組みがありますので、内閣府のほうでことし予算を準備して、海外調査に取り組んでいるという紹介でございます。調査対象は、アメリカ、イギリス、フランスのキャッシュフローを生み出しにくいインフラなどを調査させていただきたいと。先ほど例で挙げたアベイラビリティペイメントなども調査していきたいと思っております。

下にスケジュールを書いておりますが、現地調査は既に10月から11月にかけてやったのですが、報告書のほうは年度内にまとめて、また、委員会の中でも情報がまとまり次第、随時情報提供をさせていただきたいなと思っております。

続きまして、8ページをごらんください。③としてSPC株式の流動化に向けた課題ということですが、こちらのほうもアクションプランに書かせていただいておりますが、SPC株式の流動化というのはPFIのさらなる推進のためには重要で、古典的な課題ではありますが、こちらのほうにも取り組んでいきたいと思っております。

状況としては、運営権ガイドラインなどで流動化については一定の条件を満たす場合はSPC株式は譲渡すべきということも書いているのですが、赤字のところを書いてあるとおり、自治体との契約の中でロックアップ期間とか個別の譲渡規制が設けられていて、実態としては民間事業者からも地方公共団体の理解を得ることがなかなか難しいといったような声

も聞こえているというのが現状です。

そういった中で、お伺い事項にあるとおり、譲渡スキームや譲渡先などを工夫して自治体の理解を得るためにはどうしていったらいいかというのを議論させていただきたいと思っております。

9 ページ目は参考資料でございますが、実際に譲渡先とか譲渡スキームとかどんなものが考えられるのかというのを例示させていただいております。上場インフラの活用やSPC自身が上場する場合などいろいろ考えられるのですが、事務局としては②で書いてある従前のSPC構成企業において私募ファンド等を立ち上げて機関投資家へ譲渡する形態というのが、今後、実績がない中で進めていく場合、軸になってくるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、10ページ目は例でございますが、SPC株式の流動化はまだまだ事例が少ないのですけれども、その中の数少ない事例を1つ挙げさせていただいております。

女川町の水産加工団地の例でございますけれども、こちらは流動化といっても構成員内での流動化ということで、下のほうに譲渡前と譲渡後の株式の比率を書いておりますが、もともと譲渡前は施設整備期間なのですけれども、代表企業が建設会社であったのが、維持管理機関に移ると維持確認をメインで担当するメタウォーターのほうが代表企業として入ってくるということで、実質的な事業のメインを張るような方が代表に入れかわるといったような事例です。こういったことだけでも代表企業の場合は企業のバランスシートにSPCのバランスシートとかも影響してきますので、建設会社としてはメリットがあると聞いております。

続きまして、11ページ、アドバイザー経費に対するより積極的な財政支援ということでございます。こちらはもう皆さん御案内のとおり、PFI/PPPを進めるに当たって民間コンサルタントがアドバイザーとして果たす役割は大きいのですけれども、赤字のところを書いてあるとおり、実際にアドバイザーを自治体が業務として出そうとすると、実質的になかなか国庫補助の対象になっていない。これは制度的になっていないものもありますし、運用の中で厳しい財政状況の中、支援できていないというものも多数あります。そういった状況の中で、アドバイザー経費についてももう少し積極的に支援していくべきではないかということを論点として挙げさせていただいております。

12ページ以降は参考資料です。12ページはアドバイザー業務がどの範囲を占めているかといったことを例示したものです。あと13、14ページは、昨年、地方創生交付金によりアドバイザー経費も含めて積極的に支援していくということをアクションプランにも書かせていただきましたので、参考資料として掲載させていただいております。説明は割愛させていただきます。

続きまして、15ページをごらんください。「地域経済活性化に資するPPP/PFI事業の推進」ということでございますが、やはり地方のほうに行くと地域の民間事業者がなかなか参画できていないのではないかとこの声がいまだに聞こえます。そういった中で地方のPPP/PFI

を進めていくには、その辺を解消していく必要があるのではないかというのが問題意識でございます。

そういった問題意識の中で、お伺い事項としては、地域の民間事業者のPPP/PFI事業への参加促進のため、どのような方策が考えられるかということを議論させていただきたいと思っております。ここでは例示として、PFI法第4条第3項の配慮事項に地域のニーズに応える提案への十分な評価を行うといったような努力義務を書いたりすることなども考えられるのではないかと例示させていただいております。

続きまして、16ページ、こちら以降は参考資料でございますが、こちらは地方企業がなかなかPFI事業に参画できていないのではないかと声を聞かれると言いましたが、そんなことはないですよという情報の参考資料です。平成29年度、自治体で発注したPFI事業で、地域企業、ここでは地域企業というのは県内企業という意味で書いていますが、それがどれくらい参画しているかというのを調べた結果を書かせていただいております。結果として9割以上の地域企業が参画しているという状況でございます。こういったこともしっかりアピールしていく必要があるのかなと思っております。

あと、17ページ、18ページも参考ですけれども、実際に自治体の中でもそういった工夫をしているところがありますので、業者選定するとき、こういった工夫をやっていますというのを例示で掲載させていただいております。説明は割愛させていただきます。

続きまして、19ページをごらんください。「共有物に関する運営権の設定」ということでございますが、こちらは今後、上下水道のコンセッション等がより推進されていって、共有物に運営権を設定されるケースが増えてくるのではないかとこの中で、それに関連する課題を解いていくべきではないかということですが、具体的には共有物に運営権を設定できるのですが、ただ、民法によって共有物は分割請求権が認められておりまして、分割請求権が発動されれば分割しなければいけないのですけれども、それを防ぐために分割請求権の行使を制約する合意というのできるのですが、それが民法の規定では5年を超えない期間に限定されると、5年しかその合意ができないということになっておりまして、事業期間の20年、30年と長いPFIやコンセッションの中では、支障があるのではないかと、何らかの措置を担保しなければならないのではないかとこの論点として挙げさせていただいております。

20ページがそういったケースのイメージですけれども、こちらはあくまでイメージで実例というわけではないのですが、上下水道事業について、A市とB市が共有物を持っている中でコンセッションをやっていくということが想定されると、この図のようなイメージになるのですけれども、何も問題なければそのまま順調にいくのですが、資料の真ん中ら辺に分割請求権の行使が想定される場合とこの後半に書いていますが、例えば首長が変わることによって、A市が一括してコンセッションを発注していたのですけれども、B市は当初反対していなかったけれども、首長が選挙でかわって方針が変わったら分割請求権を行使されてしまったとかそうなる、また運営事業に支障が出たりすることも考えられな

くはないので、その辺はきちんと担保して、リスクをなくしていくべきではないかという問題意識でございます。

続きまして、21ページになります。次のポイントですけれども、資格制度の整備等ということでございます。こちらの問題意識としては、まだ地方自治体においてはやはりPPP/PFIのノウハウが十分ではないのではないかと。そういった状況の中では、PPP/PFIが十分に活用されていないことが懸念されるということも想定されるので、お伺い事項に書いてあるとおり、資格制度等を整備していくべきではないかと、検討を進めるべきではないかということをご議論させていただきたいと思っております。

資格制度といってもいろいろあるので、イメージを22ページに載せさせていただいております。ここでは3つほど挙げさせていただいておりますが、①は道路橋点検士とかそういったもののイメージで、行政の職員が簡単な研修や講習を受けて、それを通じて資格を付与されて、自治体の職員の基礎的な能力のボトムアップというか底上げに資するような制度をイメージしております。

②は資格の例で書いてあるように、〇〇伝道師というイメージですけれども、既存の有識者を伝道師として指定して、ノウハウの足りない自治体に派遣して自治体のノウハウの底上げに取り組んでいただくというもの。

③は例として土木学会認定土木技術者資格制度などが挙げられていますけれども、どちらかというとコンサルタントなどが業務を受注するに当たっての資格制度みたいに非常に専門性の高い方々の資格の保証とか、質を確保したり、数を確保したりするときに活用されているような制度をイメージしております。資格制度はいろいろあるのですけれども、こういった過去の例を見ながらPFIでも資格等を整備していくべきではないかということをご議論させていただきたいと思っております。

今期の検討のポイントについては以上でございますが、続きまして、資料3のほうで計画部会で御意見をいただいたので、主なものを説明させていただきます。済みません。資料2とあわせて御説明したほうがわかりやすかったかもしれませんが、失礼しました。

まず、資料3の1ページで①運営権者が実施できる建築の範囲についてでございますが、いろいろ御意見があったのですけれども、主なものを説明させていただくと、2つ目につながっておりますが、この件については実務上非常に困っているので、法改正等を考えてほしいと。物権というふうな性格づけしてしまっているので非常に使い勝手が悪くなってしまうということを御意見としてはいただいております。

3つ目ですけれども、その後半の部分です。維持管理の範囲は明確化すべきであると思われ、必要に応じて制度の改善・改正の検討もやってほしいといった声も複数聞かれました。

主な意見としての紹介は以上ですが、こちらのほうは非常にポジティブな意見が多かったということでございます。

②のキャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入については、10番の

意見などがありますが、道路等の包括委託は、官・民・利用者にとって三方よし、さらにはPFI法に基づくPFIでやれば、期間の制約が外れて10年、15年とより長期でできる。インフラの課題を包括委託やPFIを活用することで解決できることを明確に示すことでいろいろな課題解決につながるというような意見をいただいております。

また、11番目ですけれども、道路等公共施設の保全業務に対する民間委託は、ここの下に示してあるようないろいろなメリットがあるが、行政の縦割りの中では容易に進まないことも事実。国として啓発活動が必要。ガイドラインなどが要るのではないかとというような意見をいただいております。

続きまして、裏面に移りまして、③のファイナンスの選択肢の拡大、SPCの流動化についてですけれども、こちらは16番の後半に書いてありますが、法律というよりも実例をつくっていかなければ進まないのではないかと、あとは17番のところ、自治体が認めないというので経営攪乱のリスク等があるためではないかと。そのためには代表企業の持ち株比率の下限設定の考え方や優先株の活用推進などをガイドライン化する必要があるのではないかとといったようなことを言われております。

続きまして、④のアドバイザー経費に対する積極的な財政支援ですけれども、こちらは20番のところ書かれていますが、小さな自治体については初期段階からの支援というものも重要ではないかという意見とか、あとは21番ですけれども、今まで行ってきたのは簡素化であり、自治体職員でできることは自治体職員でやれるようにすることが重要ではないかというような御意見と、ただ、その場合にはやはり契約書や要求水準の不定形部分の作成などは自治体職員では行うことが難しいものもあるねというような意見もいただいております。

続きまして、⑤について、地域活性化に資するPPP/PFI事業についてでございますが、こちらのほうは、例えば26番ですけれども、地域の事業者の持っているポテンシャルとか強みを存分に引き出して、事業の志も下げないことが重要。こちらのほうはこの論点だと地元の保護みたいなものが中心になるので、そういったことも十分留意する必要があるという趣旨でございます。

29番はPFI/PPP事業に地域が参画すれば地域経済が活性化するかというと、必ずしもそうではないと。ちゃんと計画の中身も適切に評価する必要があるという御趣旨でございます。

続きまして、⑥の共有物に関する運営権の設定でございますけれども、こちらのほうは31番では、特別法であるPFIで手当てするのがいいのではないかと、あとは32番のところ、異なる管理者で共通に必要な施設等を共有することで負担を軽減することはインフラ老朽化対策の観点からも合理的であり推進すべきという意見をいただいております。

あとは⑦のところでございますけれども、次のページになります。こちらは資格制度のほうですが、34番などでは1行目の後半のほうですけれども、地域課題・社会課題をしっかりと我がこととして捉えて取り組めるリーダーシップ人材を育成することが重要ではないかと、あとは36番の真ん中の行の途中からですけれども、内閣府PFI推進室が発行して

いるガイドライン類の研修の実施と受講証交付の方式を提案する、そういったことが重要ではないかというような意見をいただいております。

あとは本日御欠席の上村先生のコメントを紹介させていただきます。こちらは資料はございません。済みませんが口頭のみで紹介ですが、特に言われたのは④のアドバイザー経費の支援については、アドバイザー経費の話も有意義なのだけれども、関連事項として、官のアドバイザーを行ったコンサルタントが民側にも関与できるようにしたほうがいいのではないかと。本来、アドバイザーは官民両方のすり合わせを行うべきコーディネーターであって、コーディネーターの存在が重要ではないのかというような御意見。②について、キャッシュフローを生み出しにくいインフラとともに、生み出さないインフラもあるけれども、周辺商業施設等と連携することなどによってキャッシュフローを生み出すことが可能であるので、そういったことも考慮すべきではないかということも言われております。③については慎重な議論が必要。SPCの構成員が変わると事業への影響が懸念される。持ち株比率の下制限等なんらかの対策が必要と思われる。丁寧な議論が必要である。⑤については、地域内地元企業の方が推進しやすいところもあるが、地元企業ではなく、地域外企業のほうが大きな変革を行いやすく、それが望まれるケースもあり得る。一律ではない。⑦の資格制度の課題のところでは、資格制度をやるときにはランクやレベルの内容について検討が必要ですよということと、あとはPFI推進機構などもあるので、そういったところも有効に活用したらいいのではないかということもコメントとしていただいております。

あとは全体に対して、全体的にPFI/PPPが進んできたからこそその課題であって、さらなる推進に向けて有意義なものとして認識しています。ただ、事業分野や事業規模によってケース・バイ・ケースで対応しないとけない課題もあるので、丁寧な議論をしてください。あとは議論に当たっては、財政規律と経済活性化に資する本来の目的を忘れてはならないというようなことをコメントとしていただいているところでございます。

少し長くなってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

大体今日の論議の大枠がこれで済んだような気もいたしますけれども、これをさらに掘り下げるか、あるいはどういう形でまとめていくかですね。項目ごと、約7つの項目がこれまでの経過の中で問題点として浮かび上がってきていると。軽重はあるかもしれませんが、それぞれについて解決策を委員の方々の御意見も踏まえながら出ております。

そういうことで、補足ないしはそれぞれについて御意見等がございましたら、まずはお受けしたいと思うのですが、計画部会の部会長の柳川先生、何かコメントをよろしく願います。

○柳川委員 計画部会の進み具合と意見については、先ほど資料3で主に紹介していただきましたので、これに特に付け加えることはないのですけれども、それぞれ大きく変え得る議論だと思っておりますので、そういう方向で是非今日も御意見いただいて、より有意義なところを進められればなと思っています。

計画部会では司会役なので余り言えないこともあるので、個人的な意見を今日は多少お話しさせていただきます。

1つは、少し大きな話なのですけれども、恐らくこれは最後のところでちょっと書いていただいたのは私の意見として書いていただいたのですけれども、PPP/PFIは政府全体としては大きな政策の柱にしようと考えているところで、できるだけ意義のある形でしっかり使えるようにしたいという、そういう取り組みを是非考えていただきたいと思っていて、その中ではやはりそれぞれの建物とか空港とか施設だけではなくて、もう少し幅広いエリアなり幅広い固まりに関してしっかりとした、例えば運営権の設定であるとか、あるいはPPPの仕組みであるとか、こういうものができるようになると、もう少し大きな固まりとして民間の知恵なり民間の資金なりを生かしていくことができるのではないかと。直接的な対応ではないですけれども、例えばスマートシティみたいな話が議論になっている中で、そういう中でできるだけ官民を当然連携させていかないとスマートシティは上手くいかないわけで、例えばそのようなことをイメージしたときには少し大きな、町全体というのはさすがに大き過ぎるのですけれども、何かある地域に関して、単にこの建物とか、単にこの運営ということではなくて、包括、全体にいろいろなサービスに関して民間が一体としてやってみるということは少し考えられないかなと個人的には思っておりまして、そういう意味では運営権の設定の範囲を現状でもう少し広げられないか。その面で例えば共有物の話ですね。こういうものは大事な話だと思いますし、その一方で包括的民間委託のほうでもう少し広げるということも考えられますし、このあたりは制度のつくりようでもありますし、皆さんの御意見をいろいろ伺いながら、あるいは実態を踏まえながら考えたいと思うのですけれども、一つはそういう方向性です。

2番目は資格制度の話でございまして、資料2の最後のページにも3パターン書いてあるのですけれども、私なんかイメージするのは割と②に近くて、そういう意味では根本先生がコメントされていますけれども、必ずしも資格というのではなくても、専門家の派遣の義務づけというだけで実質的なものは担保できるのではないかということはそのとおりだと思うのです。やはり何かの本を読んでもらえばとか、何かの講習を3カ月受ければプロフェッショナルというような類いの話ではなかなかないというのは皆さんよく御存じのとおりだと思うので、少ししっかりとした経験を踏まえた、実態をよくわかっている人が、なかなかそういう経験や実態を踏む機会のない、あるいはそういう人たちがいない自治体に例えば派遣されてアドバイスをし、あるいは実際にやってみせて、それをまた横で見ている人が覚えていく。我々の実証研究は大体そういう徒弟制度と言ってはいけませんけれども、ある種のやってみているのを横で見えて覚えていくという、文章に書きにくいものはいっぱいあるので、そういう形で教育、伝承していくしかないのだろうと思うのです。そういうものでいくと、②というのが僕のイメージとしては割とフィットする話かなと。

ただ、それとは別に幅広く裾野を広げるという意味では、PPP/PFIはこういうものだよ

というところの基礎的な情報を多くの自治体の人を持っているということは、何かを進めようとするときのポジティブな、自分がやらないにしても、これをやったほうがいいと思います、これはできると思いますという賛同してくれる人がたくさんいることが必要なので、そういう意味でいくと、1のようなところで少し裾野を広げて、かなり幅広い人に学んでもらって、資格というような形で書けると自信にもなるし、意欲も出てくるというところもあわせて必要なのかなと思います。

最後の1点目ですけれども、3点目の地域企業の参画の話はやや難しい話かなと思っていまして、やはり民間のさまざまな知恵と知見を生かすということからすると、必ずしもその知見を地元で既にやっていらっしゃる人たちが持っているとは限らない。持っている場合ももちろんあるのですけれども、持っているとは限らないと思うのです。

そうだとすると、本来のPPP/PFIの役割を果たす上では、どこか外部の人が入ってきてしっかりやったほうがいい場合もあるのだらうと思います。なので、一概に地元企業が入っているか、入っていないかというだけで評価をしてしまうと、むしろ本来のPPP/PFIの力が出ないということがあるのではないかと思います。

ただ、企業が入っているか入っていないかだけではなくて、地域経済の活性化に例えば役立つかどうかというところは恐らく重要な視点で、例えば外部の企業が入ってきても、地元の人たちを雇って、例えば雇用を増やしているかどうかとか、このようなことは重要なので、地域経済の活性化に資するという話と、地元企業の入り方みたいなところは少し分けてみたほうがいいのかなと。もちろん地元企業で積極的にできるところは入れるように、排除するのはまずいと思いますので、そのあたりは工夫が必要なのかなと思っております。

済みません。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○石原委員長 今、柳川先生から3つほど問題指摘がございましたけれども、それでは続きまして、順番にやりましょうか。谷口さん、いかがですか。

○谷口委員 お話を伺っていて、やはり私は2番目のキャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入というところが気になっておりました。道路や学校というのは基本的には公共で管理すべきもので、私立の学校とかはもちろん別ですが、儲からないインフラに無理にPPP/PFIを頑張らなくても、そこはちゃんと公共で持つておかなければいけないのではないかなと。

例えば道路などですと、一括して維持管理のお金をもらってしまうと、ちょっとサボっていてもわからないというネガティブなインセンティブが生じるかもしれません。ジェイン・ジェイコブズさんが世の中には道德律が2つあって、1つは統治の倫理、1つは市場のマーケットの倫理であり、その2つが混同されると腐敗が起きると言っていますが、私はその通りだと思っています。学校や道路というのはまさに統治の倫理で動いている。例えば防衛とかそういうのも統治の倫理で動いていて、B/Cとかそういうものとそぐわないこともあると思うのです。なので、そこにマーケット倫理みたいなものを入れていい部分も

あると思うのですけれども、安易に入れるのはちょっと危ないのではないかな、混同すると腐敗が起きるといところがちょっと心配だなと感じました。できるところはやったほうが良いと思うのですけれども、ちょっと慎重にいったほうが良い分野ではないかと感じました。

以上です。

○石原委員長 根源的な危険性といいますか、そういうことかと思いますが、それでは、根本先生、お願いします。

○根本委員長代理 早速今の点について反論ですけれども、なぜ道路がインフラになっているかという、これは料金が取れないからそうなので、技術が進歩してくると、例えばロードプライシングのようなものは今既にできるので、水道なり下水道が受益者負担になっているのと同じように、いずれ道路も受益者負担で車をばんばん走らせる人からお金をいっぱい取るとかそういうこともできるので、それは時代の流れによって変わっていくもので、絶対不変で道路はこうあるべしとか、学校はこうあるべしということはなく、その時代時代のさまざまな環境によって規定すべきことかなと思います。

その上で、ガバナンスについては御懸念のとおりであります。私は府中市の道路の包括に関して関与しているのですけれども、事実上、アベイラビリティペイメントを入れることによって、出口のところのKPIをしっかりと管理していきまして、サボったりするとそこでペナルティーが発動するという形でガバナンスをきかせることになっているので、それも全部公務員がやらないといけないとなると膨大な費用が国民経済的にはかかってくるので、そういううまいインセンティブなりペナルティーを仕組みとして導入しつつ、PPPを導入していくべきではないかというのが私の考え方です。

そういう意味で、ロードプライシングというのも是非ここは考えていくべきと。公共財の非排除性がなくなるということですので、経済学の教科書も書きかわっていくわけです。そうすると当然、今までの常識が違ってくるということになると思います。それが2に関するコメントです。

それから、あと1点、地域経済活性化に関するところに関して、私はちょっとコメントし忘れたような気がしますけれども、新たにコメントをしておきますと、これは柳川先生がおっしゃるように、地域だからいいというのはそもそもPPPの発想には反っていて、地域だろうが海外だろうがバリュー・フォー・マネーをしっかりと出せる知恵のあるところがいいという、それが原理だと思います。その上で、今やっていないことは、地域企業、地場企業が不得意な発注をしているということなのです。設計建設主体の箱物PFIのようなものは、これはもう地方の企業が出ていっても十分にペイできるわけですね。回収できるわけです。ところが、ROとかを含めて維持管理・運営主体になってくると、それも包括管理なりあるいは包括運営、例えば図書館と公民館と体育館を全部丸ごと運営しちゃうよみたいな話になってくると、これはもう現場にいないと対処できないのですね。ということなので、そういうことを考えれば必然的に地元の企業が勝てるはずなのです。そういう発注を

していないから負けるだけの話で、しっかりと地元の企業のいいところを生かせるような発注形態に変えていく。そういう意味でも、性能発注は言わずもがななのですけれども、アベイラビリティペイメントみたいな考え方は、やはり現場にいてリスクをとるといふことなので、そういう方向で位置づけていくべきだろうなと思います。

最後に3点目、資格制度に関しては、やはり信頼感というのが一番。資格があっても相談する相手に信頼してもらえないというのが最悪で、世の中の多くの資格は実は信頼してもらっていないと思います。ということなので、信頼されない資格を新たにつくっても意味がないので、では信頼される資格って何だろうかというとな必要知識というのを極めて狭い範囲に明確化するというので、内閣府というかPFI推進室のほうである意味膨大なガイドライン類を出しているわけですね。これは完全に定義できるし、それを理解することも可能なのですが、私とか皆さんも含めて多分100%は理解していないと思います。

私もアドバイザー業務を有償でやらせていただいて、そこで利益を上げているのは事実なのですが、実は質問の8割はガイドラインに書いてあることなので、なので、そんなに高いペイをいただかなくてもいいのになという類いのことをアドバイザーに聞いたり弁護士に聞いたりしているわけです。これは過剰コストの典型ですので、それは今、インデックスがないですね。どこにあるのかわからないです。複数のところにあたりするのです。どっちが優先するかもよくわからない。ということなので、こういうのはAIで処理できるようになるのではないかなと。そこはもうAIにやらせる。AIの予算がないのであれば、AI的なプログラムで対処して、それを含めて上手に使うところはハンズオン型でやっていかないといけないので、今、参考にすべきはこれですよとか、あるいはこれはこう書いてあるけれども、もっとこういう方向で動かしていったほうがいいですよみたいな、そういう知識を超えるレベルの対応はやはり人が行かないといけないと思っていて、それは派遣制度の人材育成の中に、これは資格というよりはその人に頑張ってもらおうということではアドオンしていくということではないかなと思います。

以上です。

○石原委員長 では、佐藤先生。

○佐藤委員 今回のアドバイザーのところからですけれども、もちろんある程度コンサルに聞くのはいいのですけれども、丸投げされても困るので、ある意味、人材育成の一環でもあると思うのです。自治体にとってみると、PFI案件を形成していくこと自体がよい経験になりますので、したがって、何らかの外部的な補助は必要だとしても、初歩的な質問のイロハから家庭教師を雇っているのではないのだから、そこを丸投げされては、むしろ自治体の人材育成にかなわないかなと思うので、その適用の範囲というのはある程度、彼らの機能、経費を補助するときのアドバイザーの機能については限定しておいたほうがいいのかと思いました。

あと、地域経済活性化なので、これはやはり地域プラットフォームを今後どういうふうにかかしていくかということで、これは実は前、行政事業レビューで、今回は

上水道で結構言われていましたけれども、いいかげん、開催しましたとか、啓蒙活動しましたではなくて、もうそろそろ実績を出してくれということになっていて、特に地元の金融機関をもう少しインボルブ。PFIですから、もちろん業者さんも大事なのですけれども、やはり地域金融機関をもう少し巻き込んで、自分たちで案件をつくれるぐらいのもの。

実はこれ、PFIをきっかけとして業界再編成にもつながっていくと思うのです。今、公共事業を担うような土建業者とかはだんだん零細が多いので、かつ高齢化していますので、何らかの形で合併は必要だと思うのです。なので、ある種、PFIを契機に地域プラットフォームを受け皿にして業界再編成につなげていくといった視点はあっていいのかなと思いました。

それから、7番の資格要件ですけれども、資格要件も大事なのですが、やはりこういう人材をプールしておく場所があったほうがいいと思います。それは県レベルなのか、何とかセンターをつくって、独立行政法人何とかでもいいのですけれども、どこかにこういう人たちをプールしていて、そこから自治体に派遣されていく。あるいは今で言うと我々はクロスアポイントメントみたいな言い方をしますが、兼職ですかね。普通にノウハウを持った自治体の職員さんが独法の組織の職員でもあって、要請があればそちらからほかの自治体に派遣してもらえとか、多分そういう人材をどうプールしていくかということ、資格を持った人をどうプールしていくかということの視点があっていいのかなと思いました。

あと、話題のキャッシュフローを生まないインフラのほうですけれども、手っ取り早いのは、例えば道路だったら道の駅と抱き合わせるとか何らかの形でキャッシュフローを生み出す組織と抱き合わせ、いわゆる混合型ですね。それも一つの案件かなと思います。

それから、実は学校に関して言うと、恐らくこれから複合施設化をしていこうと思ったとき、学校はもはや学校ではない。箱物として見れば、あれはただの施設であって、運用として学校、教育目的で一部使っていますという指摘があっていいと思うのです。だとしたら、この箱物を誰が管理するのですかというのは、別にそれは民間事業者でもよくて、中にいる人は学校の先生で教育も提供するし、夜になればおじいちゃん、おばあちゃんのクラブもあるし、あるいは図書館も併設しているし、あるいは市の窓口もあるしという、そのようなイメージで複合化ということを考えていくと、ある意味、キャッシュフローを生みにくい学校施設であっても民間委託、特にPFIまでいくかどうかわかりませんが、PPPレベル、包括委託レベルのことはできるのかなと思いました。

あとは根本先生がおっしゃっていたロードプライシングはそろそろ真面目に考えなければいけないところで、これは税制の観点からですけれども、自動車からどうやって税金を取るかというときに、やはりこれからは保有から利用へという話になりますので、利用の段階で一つ取れるのはガソリン税の強化で、これは環境目的ですけれども、もう一つは道路の摩耗にかかわるところはどうするかというと、ロードプライシングというか道路料金をちゃんと取りましょうと。それで、ではGPSを使ってやればいいではないかということ、またこれはプライバシーの問題が出るので、公共がやると問題がありますけれども、仮にこ

れを民間事業者に委託して、民間の枠の中でやっていただく分においては、国は関与しませんので、公共は直接関与しませんので、ある意味、民間委託で道路をマネージして、そこから道路料金を取っていくというスキームはあり得ると思うのです。

あと、瑣末なことを言いますと、やはり国や自治体が持っている最大の資産は道路でありまして、この道路のバランスシートが非常に大きいのです。最近、国や自治体は資産を持っているから借金は問題ないではないかという議論もあるわけです。負債に見合う資産があるではないかと。問題はこの資産がキャッシュフローを生まないことですので、本当に資産がキャッシュフローを生んでくれれば負債は問題ではないということになってくるので、財政再建的にも助かりますというのが財政学者の意見です。したがって、そのあたりはもう少し前向きに考えてみてもいいのかなと思いました。

以上です。

○石原委員長 それでは、北詰先生。

○北詰委員 4つあるので簡単に1つずつ言います。

まず1点目の運営権でできる建築の範囲の話ですけれども、もちろん一体化して広げたほうがいいし、それから明確化するほうがいいのですが、一体化して広げることによって、もし明確さを失うのであれば、広げるよりは明確化のほうが大事であるということだと思っています。維持管理期間というのは長く漫然と続きますので、おっしゃっていたみたいに少しモラルハザード的な部分があって、根本先生がおっしゃるようにKPIをしっかりするような管理ができるところはいいですが、そうでないところになると、少し問題が起こる。そうすると、もちろん発注者及び自己モニタリングは重要ですが、金融機関にとってのモニタリングというののもかなり有効に機能させたいとすると、スペックが明確であるほうが彼らにはいいということになりますので、もし広げることが明確化を失うぐらいであればやめておいて、明確化を大事にせよということだと思っています。

それから、アドバイザーの経費の問題ですが、私も自治体職員が自分でやることに軸足を置くという、そういう部会にいるからなのですけれども、それがたしか我々の動かし方だったと思います。コンサルタントさんから怒られるかもしれませんが、やはり自治体職員が自分でできるようにすることに重きを置いたスタイルを、それが実は7番の資格制度にも関連するかなと思います。

先に7番の資格制度のほうを申し上げると、キーポイントは今でもまだやはり新しくPFIを導入しようとしたときの自治体職員の不安を取り除くというのが最大の目的と据えていい時期はまだあると思います。もっと浸透すればそうかもしれませんが、まだやはり不安を取り除くという時期だと思うので、既に実際に経験をして、実績を上げた自治体職員が訪ねて行って、あるいは派遣されて、ちゃんと大丈夫だよと、あるいはこういうところを不安だと思っていたけれども、実際にやってこういうことはうまくいったというようなことを寄り添いながらやっていくことが実際に進むことになるだろうということで、資格かどうかではなくて、そういう安心材料を共有できるような仕組みで実際に人が派遣されて

いるということが重要なかと思っております。

最後に地域経済の話で5番のことなのですけれども、私も一応学者ですので、一番VFMを上げる企業がやるべきで、それは別に地域にいるわけではないと。地球の果てからでも呼んでおいでというのが基本的なポイントだと思います。

ただ、地域の企業が参画することに賛同しているのはあくまでも地域経済の部分だけでありまして、業者選定委員会のところでも必ず申し上げているのは、この地域の企業が入るメリットはもう一つあって、地域の企業が新しいタイプの仕事になれることだと、あるいは実力を高めるための練習期間だと思ってくれと。次やるときには堂々と胸を張って地域一番の企業としてPFIをとってくれというような言い方をされていて、例えば本当にヒアリングの段階で来たときには地域の企業の方に、これは漫然と仕事をやっている場合ではないですよ、次は自分でとるつもりでぐらいの勢いでやってくださいというような励まし方をしています。そのような目的でやるならば入れてもいいですけれども、基本的にはそういう技術を地域の人たちに、あるいは逆に言えば日本全国に浸透するための仕組みとして割り切ってやればいいのかと思っております。

以上です。

○石原委員長 今、アドバイザーの話がございました。実際にそれをやっておられる推進機構の半田さん、現実はいかがなりやと、皆さんがおっしゃったことはどうかという点をちょっと。

○半田PFI推進機構社長 PFI推進機構の半田でございます。

PFI法が施行されてこととして20年になりまして、事務局の資料でも740件という数字がございましたけれども、その後、今年度もふえてきておりまして、間もなく800件に達する状況でございます。

それから、地域的にもこれまで一件も案件がなかった鳥取県で続々と案件が出てきたり、案件の少なかった高知県、秋田県などでもかなり動きが上がってきております。

一方で、本日の議論と関係するのですけれども、20年の間でPPP/PFIについて少し誤ったイメージが今でも広がっているのも事実でございます。例えばPPP/PFIにすると時間がかかる、手間がかかって面倒である、アドバイザーも含めて余計なコストがかかる。こういうことがあるので、したがって、やはり大きな自治体の大きな案件でないと向かないのではないかという、これは誤ったイメージだけなのですけれども、ございます。ただ、実際に過去の800件の案件をつぶさに見てみますと、実は小さな自治体の小さな案件も非常に多くの数がございます。そして、こういった小さな自治体でも過去のプロセスを見てみますと、スピーディーかつ丁寧に案件化していらっしゃる例もたくさんあると考えています。私どもとしては、本日いろいろ御議論をいただいている事業分野も含めて、小さな自治体の小さな案件でもできるのですよということとずっと、私どもの株主である地域金融機関の皆様や自治体などと普及推進に努めてきたのですけれども、今日御議論いただいているアドバイザー経費のお話ですとか資格といいますか、アドバイザーのレベルアップのよ

うな話は非常に重要であると同時に、これは政府のほうの財産、根本先生からガイドラインがたくさん非常にいいものがあるとおっしゃったのですけれども、例えば事業契約の標準様式みたいなものもございまして、こういうものを活用して標準的ないろいろな様式集みたいなものができれば、自治体としても非常に取り組みやすくなるのではないかと考えております。

○石原委員長 ありがとうございます。

以上、いろいろ御意見がございましたけれども。

○谷口委員 済みません。反論されて終わりだったので一言だけ。

○石原委員長 再反論ですか。

○谷口委員 再反論ではありませんがコメントです、1分で終わらせます。

おっしゃるとおりだと思うのですけれども、人の行動は金と力と言葉で変わるとよく言われるのですが、私自身はお金だけで動く人というのはちょっとまずいと思っています、というのも、お金だけで動く人というのは、お金がないと動かない人になってしまうからです。私は、一番大事なものは教育とか言葉で動く人をつくり出すことだと思っています。例えば、MITが実施していた自動運転の社会的受容の倫理実験「モラルマシン」で、日本人は世界的に見て最も功利主義的ではない民族だと言われていて、私はそれをすごく誇りに思っています。例えばアベイラビリティペイメントというのは結局、お金で動く人をつくってしまう危険性があると思いますし、ロードプライシングは使いたい人が使う、お金持ちだけ使えるようになるのかわからないのですけれども、お金だけでやるというのはちょっと違う分野もあるのではないかなということです。もちろん、金銭的インセンティブが適したところもあると思うのですけれども、違うところもあるのではないかと。

それを言い出すと、防衛なんかも、例えば全部PFIで民兵でやればいいのか、あるいは医療もアメリカのように国は関与しないとされたほうがいいのかとか、そういう議論につながっていくこともあるかもしれないと思います。それで本当にいいのか、国としてどうなのかということで、余り反論になっていないかもしれないのですけれども、金だけでやるというのはちょっとまずいのではないかなという次第です。

○石原委員長 どうぞ。

○佐藤委員 反論ではなくて別件なのですけれども、行政事業レビューで思い出したのですが、やはりPFIがなかなか進まない一つの要件として、先ほど御指摘のあったとおり、例えばPFIに対する誤解があって、コンセッションが典型例ですが、やると料金が上がるのではないかという議論。上下水道がそうなのですね。でも、これは料金が上がったのではなくて、もともとの料金が安過ぎたわけであって、ぶっちゃけあれは赤字補填しているわけです。なので、もともとやるためには公共料金の適正化をしないとイケない。つまり、原価に即した料金を初めに設定しておいてもらえれば、当然、VFM分だけ効率化しますので、料金を下げる余地が生まれるのです。今は意図的に低くしているので、赤字補填がなくなった結果として料金が上がっているだけなのですね。

というのと、やはり広域化しないと小さい自治体なんかは特に、案件次第ではあるのですけれども、上下水道のことを考えると、ある程度大きくないといけないので、広域化がなかなか進まないという面があります。これはもちろん料金の格差という問題もありますし、あと会計基準という会計の問題。企業会計をやっていますけれども、その辺の信頼性の問題とか、業務の統一性がないとか、つまり同じ仕事をしているはずなのにやり方が違うとかですね。そういう業務関係が標準化されていないとか、いろいろな弊害があって、なので、PFIを進めるに当たって今言ったような料金の問題、それから業務関係も含めた広域化に向けた受け皿づくりというのも少し考えていかなければいけないのかなど。特に今、近々の案件は上下水道なものですからと思いました。

あと、PFIだと時間がかかるというお話がよく聞かれますけれども、そもそも公共事業は時間をかけてやるべきものであって、だって長い間使うのだから、補正で金がついたからといってやっつけで物をつくってはいけないのです。だからわけのわからない橋ができたり建物ができるわけではないですか。うちの大学もやっていますからわかります。

なので、もともと時間をかけて決めなければいけないものなのだとということだと思えます。それは直営だろうと、PFIであろうと。

最後は雑感です。済みません。

○石原委員長 いろいろお話がございましたが、先ほどの金だけで動くのはまずいというお話から展開する、いろいろあろうかと思いますが、これはアベイラビリティペイメントの実態について現地視察されたわけですね。

○石川審議官 しました。しまして、現在、文献調査なども交えて行っております。受託者によっては、あと委託するほうが丸投げしたりすれば当然そういう失敗もあるかと思えますので、その辺、中立的にしっかり見せて、また御説明できたらと思っています。

○石原委員長 ぜひこういう面も含んだ形で視察をしていただければということですね。

それでは、今、それぞれにつきましていろいろ御指摘がございましたけれども、石川審議官のほうから、どうされますか。

○石川審議官 全て御意見でございましたので、拝聴させていただきまして、やらせていただきます。

○石原委員長 今後の進め方はいろいろ御意見いただきまして、それぞれについて、もともともございますけれども、これはどういう形で進めようということなのですか。

○石川審議官 本日の御意見もまとめまして、また計画部会が12月20日にございます。そこでもう少し着地点をにらんだ議論をしていただくということで、それで来年の2月、駆け足ですけれども、提言的なものでお諮りして、またそのころ開くこの委員会でお決めいただくというようなことです。

○石原委員長 委員の先生方、今伺ったようなスケジュール感でよろしゅうございますでしょうか。計画部会、事業推進部会、それぞれの冒頭の話がございましたけれども、それも含めまして、今言ったような形で進めていただければと。2月に一つの提言がまとまっ

ていくということのようでございますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○根本委員長代理 事業推進部会については特段何のあれも今日はしていないのですけれども、冒頭御説明があったように、期間満了PFI事業の検証を行う中で、どういう問題意識で最初に検証していたかということ、満了しました、2期目どうしますかということで、2期目は直営に戻すものからPFIでやる、指定管理でやる、コンセッションでやる、いろいろなパターンがあって、どういう場合にどのような道があるのかということのを明らかにすることによって、1期目の出口を管理者に理解、わかりやすくするというのが大きな目的だったのですけれども、その中で1期目の事業の検証自体が余りちゃんといわれていないことが明らかになってきているということで、なぜ行っていないのかということの理由を考えることと並行して、今後これは2期目ではなくて1期目、新たに着手する自治体等においても、事後的な検証がしっかり行われるような枠組みを1期目の最初から入れておく。もう10年、15年前のことはなかなかわからないので、恐らく最初からそういう枠組みにしておかないと、事後検証ができないよということが明らかになっているような感じがするので、最終的には、ここには書いてありませんけれども、検証なり事後評価を見据えたモニタリングなり途中段階での評価をどうしていくのかということ、何らかガイドライン化していく必要があるのではないかと議論をしていますので、ちょっと時間がかかるので、次回、結果報告まではいかないかなと思います。

その中の議論の一つとして、VFMをどう扱うかというのは当然あります。それで、マネーに関して言うと、当初の段階で契約金額が決まっているので、それを後から伸び縮みしましたという意味もないし、それ自体は余り意味がないだろうということなのですけれども、バリューのほう为抓手り検証されていないということで、本当に予見していたようなバリューが出ているのか、あるいは予想していなかったようなバリューが出ていることも多いのではないかとということで、VFMは本来、バリューとマネーを比較しないといけないのですが、どうしてもマネーのほうに目が行ってしまうのですけれども、バリューの大切さは改めて認識を部会のメンバーがしているところであります。

その辺が先ほど来出ているような、お金のほうばかりという話にしないためにも、事業に当たってどういう価値を求めているのかと。そのためにどういう工夫のできるプレーヤーに参加してもらいたいのかというのは、恐らくこの検証事業の中でおのずと明らかになってくるのかなと思いますので、最終的にはこれこれこういう人というふうには書けないまでも、ガイドラインに反映できていくのではないかと期待しています。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ議事の(1)と(2)につきましては、今言ったような形で今後も進めさせていただくということでやりたいと存じます。

続きまして、実施状況も一部先ほど御説明がありましたけれども、これにつきましては、

企画官より。

○宇根企画官 実施状況と、あとは参考資料もつけていますので、そちらのほうもあわせて御説明させていただきたいと思います。

いずれもどちらかという情報提供でございますが、まずは資料4で実施状況についてです。これは例年どおりの様式でまとめているのでいろいろありますが、見ていただきたいのは2ページ目でございます。新しい情報としては、30年度、PFIが何件実施されたかと、そのうち何がどれくらい行われたかという情報が追加されていますので、このページが一番わかりやすいと思います。

平成30年度のデータが新規ですけれども、73件ということで3年連続で過去最高を記録して、右肩上がり伸びている状況ということでございます。このうちどこが伸びたのかというと、文教施設が伸びていまして、去年は20件ぐらいだったのですけれども、30件ということになっています。

内容を見てみると、ちょうど平成29年に猛暑があったので、空調の整備がかなり伸びているというところもあったので、時期的な外的要因もあったので、放っておいてもこのまま伸びるよというものではないので、我々としては引き続き施策をどんどん進めていかなければいけないなと感じているところでございます。

あとは自治体の規模毎とかいろいろ分析しているので、またお時間あるときに見ていただければと思います。

続きまして、参考資料1は経済財政諮問会議のほうで11月の頭に柳川先生を含めた民間議員の方から提案をいただいております、PFI/PPPのことも書いてありますのは2ページ目になります。2ページ目の真ん中ら辺の(2)の2つ目の●がPPP/PFIに関することとなります。下に4つぐらい横バーで項目がありますけれども、先ほどの7つの論点の中に含まれるものもあるので、それは割愛させていただきますが、それ以外の論点としては、1つ目の横バーの項目で、アセットリサイクル、コンセッション収入をインフラ整備に再投資してはどうかというような提言をいただいております。これは単純にPPP/PFIということだけではなくて、社会資本整備全体のあり方としての議論だとは思いますが、そういったものも御提案いただいていると。

そして、4つ目の横バーのところですが、VFMを高められるPPP/PFI等について、地方債の償還に係る財政インセンティブを拡充してはどうか。財政的なインセンティブを強化してはどうかという提言をいただいております。御紹介させていただきます。

続きまして、参考資料2のほうですけれども、こちらは銀行法で改正がありましたので御紹介です。もともと銀行法ではいわゆる5%ルールということで、地銀とか金融機関が出資するときに5%までしか出資できないという制限があって、それがPFIのSPCへの出資でも足かせになっているのではないかという話があったのですけれども、銀行法の改正が行われまして、地域活性化事業に係る事業についてはいわゆる5%ルールを緩和されて40%まで上がるというふうになったということでございます。

地域活性化に係る事業となっておりますが、私が条文を読んだところ、私見としては、PFI事業はほとんどかかるのではないかと思えるぐらいの要件ですので、今後、地銀等が出資する際にはかなり制約が緩くなるのではないかとということで御紹介をさせていただきます。

私からの資料の説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

全般を通じまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今回の審議はこういうことにしたいと存じます。

引き続き、事務局の方から何かございましたら。

○波々伯部参事官 どうもありがとうございます。

それでは、連絡事項の前に1点、細かいことで、資料2の14ページに参考資料として地域再生法改正案におけるPFI法の特例というところがあったのですが、資料のリバイスが追いつきませんで、申しわけございません。国会提出中と書いてあるのですがけれども、今週の月曜日に閉会した臨時国会においてこちらの法案は成立をしておりますので、訂正の上、御報告をさせていただきたいと思えます。年明け早々に施行の予定でありまして、今日お越しのPFI推進機構の業務の特例として、新たにコンサルティング支援というものが設けられたという内容でございます。

それから、今後のスケジュールにつきましては、冒頭、資料1で御説明をさせていただきましたけれども、本日の議論等を踏まえまして、今後、計画部会等でまた改めて検討を進めまして、次回、推進委員会でその提言の内容などについて方向性を議論していただきたいと思いますと考えております。

次回の委員会につきましては、2月19日水曜日の午前10時から12時を予定しております。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。